

る通知は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

附 則（平成二四年九月一四日政令第二二七号）抄

1 (施行期日) (平成二四年九月一四日政令第二二七号)

この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年九月十五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令附則の改正規定、第二条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条の改正規定（（同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。）を削る部分に限る。）、第三条から第五条まで及び第七条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

附 則（平成三〇年七月六日政令第二〇〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一六七号）抄

1 (施行期日) (令和四年三月三一日政令第一六七号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。